

# 新見市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例

平成25年3月22日

新見市条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下次条において「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定等の申請をしようとする者から地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の種別及び金額)

第2条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関（以下この号及び第3項において「登録建築物調査機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（当該申請に係る建築物が人の居住の用以外の用途に供する部分（以下「非居住部分」という。）を有するものである場合にあっては、登録建築物調査機関。第3項において同じ。）が交付する適合証（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。次号において同じ。）の提出があった場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額とする。

ア 一戸建ての住宅（非居住部分を有しないものに限る。次号において同じ。） 4,500円

イ 共同住宅等の住戸 別表1の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

ウ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物の全体

(ア) 共用部分（人の居住のみの用に供するものに限る。以下この項及び別表3において同じ。）がある場合 別表1の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額及び別表3の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

(イ) 共用部分がない場合 別表1の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

エ 複合建築物（非居住部分を有する共同住宅等をいう。次号において同じ。）の建築物全体

(ア) 共用部分がある場合 別表1の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額、別表3の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額及び別表5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に

応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

(イ) 共用部分がない場合 別表 1 の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額及び別表 5 の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

オ 非住宅建築物（非居住部分のみにより構成される建築物をいう。次号において同じ。） 別表第 5 の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

カ イ及びウの申請を同時に行う場合 ウにより算定した額

キ イ及びエの申請を同時に行う場合 エにより算定した額

(2) 適合証の提出がなかった場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額とする。

ア 一戸建ての住宅 33,300円

イ 共同住宅等の住戸 別表 2 の左欄に掲げる戸数の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

ウ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体

(ア) 共用部分がある場合 別表 2 の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額及び別表 4 の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右表に定める額を合算した額

(イ) 共用部分がない場合 別表 2 の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

エ 複合建築物の建築物全体

(ア) 共用部分がある場合 別表 2 の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額、別表 4 の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額及び別表 6 の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

(イ) 共用部分がない場合 別表 2 の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額及び別表 6 の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

オ 非住宅建築物 別表 6 の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

カ イ及びウの申請を同時に行う場合 ウにより算定した額

キ イ及びエの申請を同時に行う場合 エにより算定した額

2 法第 5 4 条第 2 項の規定による申出がある場合の低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査については、前項に定める額及び当該申請に係る建築物について新見市建築確認事務等手数料条例（平成 1 9 年条例第 1 6 号。以下第 4 項において「建築確認事務等手数料条例」という。）別表 1 の項、2 の項、5 7 の項及び 6 1 の項にそれぞれ定める額を合算した額とする。

3 法第 5 5 条第 1 項の規定による認定低炭素建築物新築等計画（法第 5 6 条の認定低炭素建築物新築等計画をいう。次号及び次項において同じ。）の変更の認定の申請に対す

る審査については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 法第54条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定低炭素建築物新築等計画の変更について、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)の提出がなかった場合は、第1項第2号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合は、第1項第1号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

4 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がある場合の法第55条第1項の規定による認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査については、前項に定める額及び当該申請に係る建築物について建築確認事務等手数料条例別表1の項、2の項、57の項及び61の項にそれぞれ定める額を合算した額とする。

(徴収の時期及び方法)

第3条 手数料は、申請の際に徴収しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、この限りでない。

(手数料の不還付)

第4条 既納の手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第5条 市長は、公益上必要と認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

戸 数	金 額
1 戸のもの	4, 5 0 0 円
2 戸以上 5 戸以下のもの	9, 1 0 0 円
6 戸以上 1 0 戸以下のもの	1 5, 7 0 0 円
1 1 戸以上 2 5 戸以下のもの	2 6, 1 0 0 円
2 6 戸以上 5 0 戸以下のもの	4 3, 8 0 0 円
5 1 戸以上 1 0 0 戸以下のもの	7 8, 5 0 0 円
1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下のもの	1 2 4, 0 0 0 円
2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下のもの	1 5 7, 0 0 0 円
3 0 1 戸以上のもの	1 6 7, 0 0 0 円

備考 この表の戸数は、住戸に係る申請の場合にあつては当該申請に係る戸数とし、建築物全体に係る申請の場合にあつては当該申請に係る建築物の全ての戸数とする。

別表 2 (第 2 条関係)

戸 数	金 額
1 戸のもの	3 3, 3 0 0 円
2 戸以上 5 戸以下のもの	6 7, 4 0 0 円
6 戸以上 1 0 戸以下のもの	9 4, 9 0 0 円
1 1 戸以上 2 5 戸以下のもの	1 3 3, 0 0 0 円
2 6 戸以上 5 0 戸以下のもの	1 9 1, 0 0 0 円
5 1 戸以上 1 0 0 戸以下のもの	2 7 5, 0 0 0 円
1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下のもの	3 7 2, 0 0 0 円
2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下のもの	4 8 8, 0 0 0 円
3 0 1 戸以上のもの	5 7 3, 0 0 0 円

備考 別表 1 の備考の規定は、この表について準用する。

別表 3 (第 2 条関係)

床面積の合計	金 額
3 0 0 平方メートル以内のもの	9, 1 0 0 円
3 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	2 6, 1 0 0 円
2, 0 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	7 8, 5 0 0 円
5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 2 4, 0 0 0 円
1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 2 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 5 7, 0 0 0 円

25,000平方メートルを超えるもの	196,000円
--------------------	----------

備考 この表の床面積の合計は、当該申請に係る建築物のうち共用部分の床面積について算定する。

別表4（第2条関係）

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	106,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	176,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	274,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	352,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	421,000円
25,000平方メートルを超えるもの	490,000円

備考 別表3の備考の規定は、この表について準用する。

別表5（第2条関係）

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	9,100円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,100円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	78,500円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	124,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	157,000円
25,000平方メートルを超えるもの	196,000円

備考 この表の床面積の合計は、当該申請に係る建築物のうち非居住部分の床面積について算定する。

別表6（第2条関係）

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	235,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	375,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	534,000円

の	
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	656,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	773,000円
25,000平方メートルを超えるもの	882,000円

備考 別表5の備考の規定は、この表について準用する。